



鳥取県公報

令和元年8月27日(火)
第9130号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定(199) (障がい福祉課) 2
	開発行為に関する工事の完了(200) (東部建築住宅事務所) 2
	とっとりバイオフィロンティアの利用料金の一部改正(201) (産業振興課) 2
	土地収用法による事業の認定(202) (県土総務課) 3
	開発行為に関する工事の完了(203) (西部総合事務所生活環境局) 4
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施(くらしの安心推進課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定(病院局総務課) 7

告 示

鳥取県告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	育成医療・更生医療 (眼科)	令和元年8月1日

鳥取県告示第200号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年8月27日

鳥取県東部建築住宅事務所長 前 田 弘 信

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成31年2月21日 鳥取県指令第201800317083号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡岩美町大字浦富字東出逢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市美萩野三丁目20
有限会社トライ 代表取締役 藤原 雅彦

鳥取県告示第201号

平成31年鳥取県告示第138号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき令和元年8月8日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

令和元年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 研修室</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクター</td> <td>1時間につき 470円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>会議用モニター</td> <td>1時間につき 470円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	利用料	プロジェクター	1時間につき 470円	会議用モニター	1時間につき 470円	略		<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 研修室</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクター</td> <td>1時間につき 470円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	利用料	プロジェクター	1時間につき 470円	略	
区分	利用料														
プロジェクター	1時間につき 470円														
会議用モニター	1時間につき 470円														
略															
区分	利用料														
プロジェクター	1時間につき 470円														
略															

イ 略 2 略 別記1～別記4 略	イ 略 2 略 別記1～別記4 略
-------------------------	-------------------------

附 則

この告示は、令和元年8月27日から施行する。

鳥取県告示第202号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

南部町

2 事業の種類

南部町複合施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 西伯郡南部町法勝寺字大王堂地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

南部町複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、南部町公民館さいはく分館（以下「さいはく分館」という。）の建替えに併せて、隣接する南部町立法勝寺図書館（以下「図書館」という。）と複合化し機能の充実を図るとともに、バスの待合及び乗換場所としての機能も有した複合施設として整備しようとするものであり、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館に関する事業及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館に関する事業並びに同条第32号に掲げるその他公共の用に供する施設に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は地方公共団体であり、本件事業に必要な経費について、予算措置が講じられているため、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

さいはく分館は、昭和48年に建築され、主に旧西伯町を対象地域とし、平成30年5月末現在で一般世帯3,852世帯、人口10,929人、93集落を対象に、社会教育・生涯学習、地域コミュニティ及びまちづくりの拠点として、公民館講座25講座の他、法勝寺地区振興協議会が行うまちづくり行事など年間7,180人に利用されており、地域に果たす役割が非常に大きい施設である。しかし、施設の老朽化に加え、平成12年の鳥取県西部地震の影響もあり、雨漏りや設備面での不具合が生じているとともに、階段、トイレ等がバリアフリー対応となっていない。

隣接する図書館においては、開架スペースが狭く、バリアフリー対応の施設となっていないため、利用者が快適に過ごすことができる場の提供を十分にできず、地域の情報拠点としての役割及び住民にとっての第三の居場所としての役割を果たすことができない状況となっている。

また、平成30年10月に実施された公共交通網の再編に伴い、現在のさいはく分館の位置は、路線バスと

町営のデマンド型バスの接続地点として、バス利用者の待合及び安全な乗換場所としての整備も求められている。

本件事業は、さいはく分館に代わる複合施設として建替え整備を行うものであり、現在のさいはく分館等が持つ課題を解決し、現在の公民館と図書館機能の確保と社会教育施設としての充実及び地域の情報拠点としての役割や第三の居場所としての役割等を果たすことができるとともに、バスの待合及び安全な乗換場所としての機能も整備することにより、バスの利用者の安全性も図られ、高い公共性を有する事業であると考えられる。

また、南部町は西日本で唯一、環境省が選定した「重要里地里山」に町全域が指定され、平成27年に住民参画により策定された「なんぶ創生総合戦略」のメインコンセプトである「里山デザイン」は、建築物等のハード面ばかりをデザインするのではなく、住民の迎え入れる気持ちや社会制度などのソフト面もデザインするという意味が込められている。

併せて、鳥取県指定保護文化財に指定された日本最古の木造電車である「旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両」が、当該起業地内に保存展示されている特徴を活かし、本件事業で整備する複合施設において、住民が南部町の自然、文化、伝統などを学び、故郷に誇りと愛着を持つことができる場所となることが期待されるとともに、町全体の活力を維持し、更なる活性化にも資すると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではないが、工事の際に周辺環境に十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとすることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、収用面積、利用者にとっての利便性、近隣住民への影響、経済性等の観点から3つの候補地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして当該起業地が選定されており、合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

さいはく分館は、施設の老朽化に加え、平成12年の鳥取県西部地震の影響もあり、雨漏りや設備面での不具合が生じているとともに、階段、トイレ等がバリアフリー対応となっていない。また、図書館においても、開架スペースが狭く、バリアフリー対応の施設となっていない。これらの点から、社会的要請に応えるための早急な整備が必要である。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場企画政策課

鳥取県告示第203号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告

示する。

令和元年8月27日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和元年6月21日 鳥取県指令第201900077034号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字今吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市蓮池町89-1
株式会社BEHOMA 代表取締役 小川 哲矢

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和元年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 令和2年1月31日（金）午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 令和2年1月31日（金）午後1時から
- 2 試験の場所
倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷
- 3 受験資格を有する者
次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
 - (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉ねり製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの
- 4 試験科目
 - (1) 衛生関係法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品衛生学
 - (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
 - (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）ただし、調理師免許証を有している者は、公衆衛生学及び食品衛生学を免除する。
- 5 受験願書の受付期間
令和元年11月25日（月）から同年12月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。
- 6 受験願書の提出先
各総合事務所生活環境局又は鳥取市保健所生活安全課のうち住所地为管轄するもの（以下「生活環境局等」という。）
- 7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
 - (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
 - (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）
なお、学校卒業時と氏名が変わっている場合は、事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を添付すること（(4)アにおいて同じ。）
 - イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類
 - (4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類
- 8 受験手数料等及びその納付方法
- 次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。
受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、既納の手数料は、還付しない。
実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付すること。
なお、納付がない場合は、受験を認めない。
- 9 受験に当たっての注意事項
- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
 - (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物
なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないものとする。
- 10 合格者の発表
- 合格者の受験番号を令和2年2月14日（金）に生活環境局等において掲示するとともに、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。
- 11 合否基準
- 学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。
- (1) 学科試験
原則として、試験の全科目の合計得点（ただし、調理師免許証を有している者は、衛生関係法規、ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識の合計得点）が満点の6割以上である者を合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の満点の3割を下回る者は、不合格とする。
 - (2) 実技試験
原則として、満点の8割以上である者を合格とする。ただし、得点が8割以上であったとしても、次のアからウまでのいずれかに該当する者は、不合格とする。
 - ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合
 - イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合
 - ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合
- 12 その他
- (1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものである

ことが判明したときは、合格を取り消す。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間にくらしの安心推進課又は各総合事務所生活環境局に受験票を提示してその旨を申し出ること。

(3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7284)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3157)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859-31-9321)
鳥取市保健所生活安全課	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3677)

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月27日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 県立中央病院及び厚生病院医療機器 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和元年7月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東京医療化学株式会社
東京都品川区西五反田一丁目14-1 |
| 5 落 札 金 額 | 366,927,408円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和元年6月14日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
鳥取市江津730
鳥取県立厚生病院事務局経営課
倉吉市東昭和町150 |